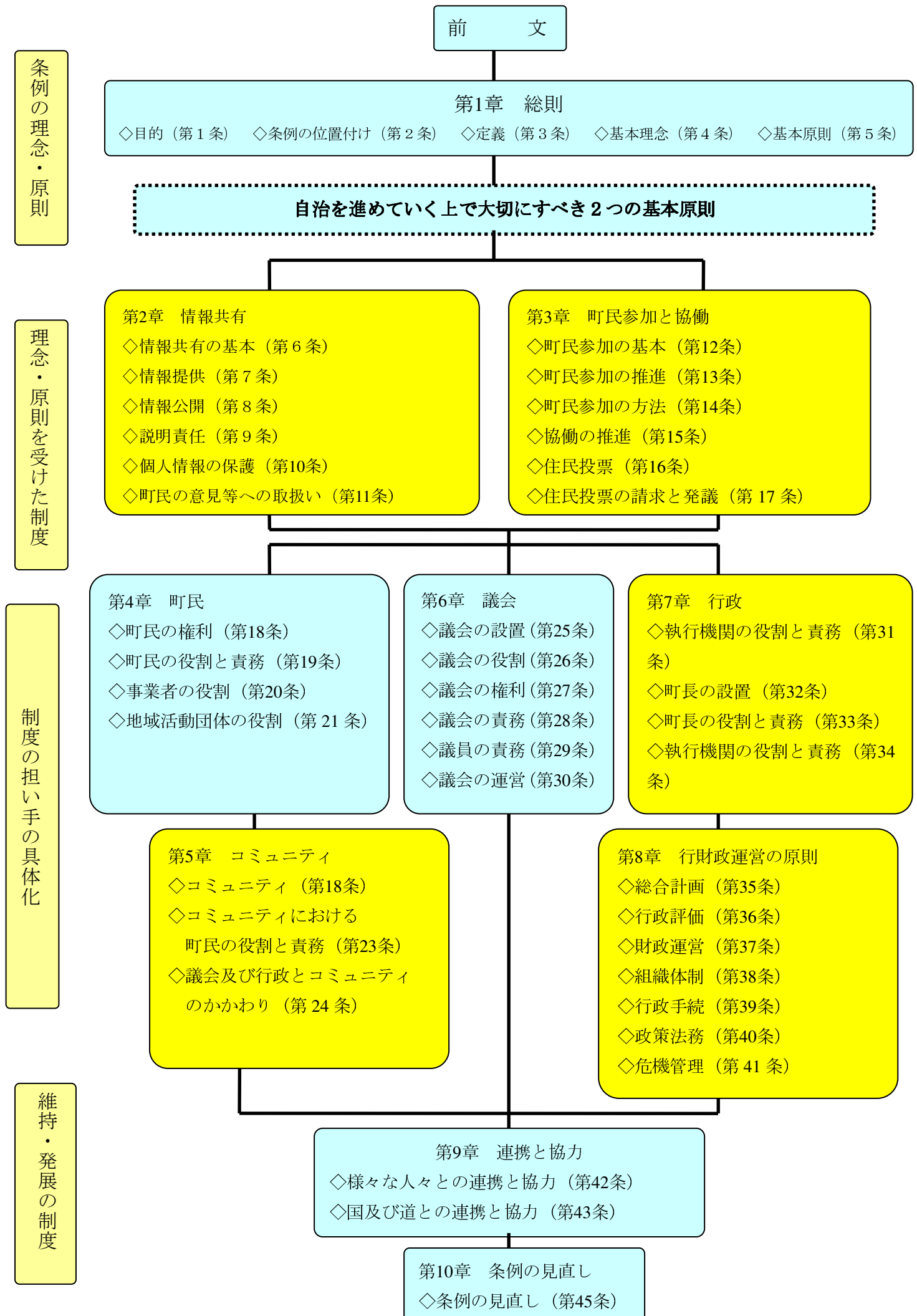




別海町自治基本条例（草案）

平成 23 年 3 月 日
別海町条例第 号

前文

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に 61km、南北に 44km で面積 1,320k m²という広大な面積を有しております。

町は、江戸後期に野付半島及びその周辺に鯨漁を中心とした魚場が開設されたことに始まり、明治 2 年(1869 年)に 90 人余りの人が団体で移住したのを契機に本町の開拓がはじまりました。

冷涼な気候や火山灰性土壌など厳しい自然条件により、畑作農業は次第に牧畜農業へ転換し、昭和 30 年代のパイロットファーム、昭和 48 年から昭和 58 年の新酪農村の建設により、現在では生乳生産量が日本一の酪農の町となりました。

一方、平成 17 年（2005 年）には、野鳥などの野生動物の宝庫となっている、野付半島と野付湾、それに風蓮湖が国際的に評価の高い、ラムサール条約に登録され、将来にわたって、自然環境の保全が図られることとなりました。

別海町で暮らし、働き、学ぶわたしたちは、豊かな自然と美しい景観を守り、いつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の 5 つの理念を尊重し、まちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、地域の課題を解決し、まちを豊かにするのはわたしたち自身であるという強い意思をもって、自ら考え、行動し、まちづくりを進めていきます。

自治の主体は町民であるということを基本とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを育てながら、未来を担う子供たちに引き継ぐため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、別海町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定めるとともに、協働のまちづくりを推進するため、町民の権利、役割及び責務、議会及び行政の役割と責務を明らかにし、町民主体によるまちづくりを実現することを目的とします。

（条例の位置づけ）

第 2 条 この条例は、別海町のまちづくりに関する最高規範であり、町民、議会及び行政は、この条例を遵守しなければならない。

2 議会及び行政は、他の条例等の制定及び改廃、まちづくりに関する計画の策定にあたっては、この条例に定める事項を尊重しなければならない。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 町 民 町内に居住する人、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営む法人又は活動する団体をいいます。
- （2） 住 民 町内に住所を有する人をいいます。
- （3） 多様な主体 町民及び町民以外で別海町に関係のある人々や団体をいいます。
- （4） 行 政 町長及び執行機関をいいます。

- (5) 執行機関 町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (6) まちづくり より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から地域や議会及び行政に至る幅広い領域や分野において、より良いものを創り上げていく様々な「活動」や「計画」をいいます。
- (7) 協働 町民、議会及び行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって共に協力し合うことをいいます。
- (8) わたしたち 町民、議会及び行政の三者をいいます。

(基本理念)

第4条 わたしたちは、別海町民憲章の精神を尊重するとともに、次項に掲げる基本理念を共有しまちづくりを進めます。

- 2 わたしたちは、まちづくりの主体として、お互いに情報を共有し、協働により将来の別海町を築きあげます。

(基本原則)

第5条 わたしたちは、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを行います。

- (1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、相互にまちづくりに関する情報を共有し合うこと。
- (2) 町民参加と協働の原則 まちづくりは、世代を越えた町民参加を基本とし、協働の相手すべてがお互いを理解し対等の関係で協力をし合うこと。

第2章 情報共有

(情報共有の基本)

第6条 町民、議会及び行政は、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを強く認識することを基本とします。

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的に、わかりやすく、適時に提供します。

- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

- 2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民にわかりやすく説明する責務があります。

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利や利益が侵害されないよう、その保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

(町民の意見等への取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言及び要望等に対し、迅速かつ誠実に対処します。

第3章 町民参加と協働

(町民参加の基本)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的・自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図らなければならない。

- (1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
- (2) 行政評価を実施するとき。
- (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
- (4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法や整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項各号に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

- (1) 審議会等への委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項各号の方法に関し必要な事項を、別に定めます。

(協働の推進)

第15条 町民、議会、行政及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。

2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築きます。

(住民投票)

第16条 住民投票は、住民、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接、住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格やその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求と発議)

第17条 住民のうち選挙権を有する者が地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求したとき。

2 議員が法第112条の規定により住民投票条例を発議したとき。

3 町長がまちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事項について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき。

第4章 町民

(町民の権利)

第18条 町民は、まちづくりの主体として参加する権利があります。

- 2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。
- 3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。
- 4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(町民の役割と責務)

第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動するとともに、きずなを深め世代を越えたまちづくりに努めます。

- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政に積極的に提供するように努めます。
- 3 町民は、まちづくりに自らの知識や技術を積極的に発揮するとともに、その発言や行動に責任を持つよう努めます。
- 4 町民は、お互いに尊重し合い、協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。
- 5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

(事業者の役割)

第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。

- 2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するように努めます。
- 3 事業者は、まちづくりの一員として、地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するように努めます。

(地域活動団体の役割)

第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域で自主的に公共的活動を行う、地域に根ざして形成された団体及び町民が、自らの意志で主体的に行う公益性のある活動を行う団体をいいます。

- 2 地域活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの特性を活かした活動や交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

第5章 コミュニティ

(コミュニティ)

第22条 コミュニティとは、地域において自ら出来ることを考え行動し、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体をいいます。

(コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加、協力するように努めます。

(議会及び行政とコミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、コミュニティとの協働を進めるため、コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援します。

第6章 議会

(議会の設置)

第25条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

- 2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の

拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。

3 議員は、政策立案能力、自治立法能力及び審議能力等を高めるため、常に自己研鑽に努めます。

4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。

5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当ではないときは、非公開とすることができます。

3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

第7章 行政

(執行機関の役割と責務)

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び制度に基づき、まちづくりの推進のため、町民や議会と連携協力して町政を執行しなければならない。

2 執行機関は、条例、予算、その他議会の議決に基づく事務、法令等に基づく事務を適正に管理し、執行しなければならない。

3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容等を常に見直し、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(町長の設置)

第32条 町民の信託に基づき、別海町の代表として町長を設置します。

(町長の役割と責務)

第33条 町長は、別海町の代表として町民の信託に応え、この条例の基本理念を遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たらなくてはならない。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備しなければならない。

3 町長は、町政を行うための知識と能力を持った人材の育成をしなければならない。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明しなければならない。

(執行機関の職員の役割と責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として、常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、公正で誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行しなければならない。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行しなければならない。

第8章 行財政運営の原則

(総合計画)

第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源やこれまでのまちづくりの成果などの地域特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、各分野における個別計画等について、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現と行政能力の向上に取り組み、住民サービスの向上を図ります。

2 行政は、行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表と町民からの意見収集を行い、行政が行う政策へと反映します。

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

2 行政は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。

3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 行政は、財政状況を明からするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化やまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる執行体制を確立します。

(行政手続)

第39条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政は、前項に関する必要な事項については、別海町行政手続条例（平成9年6月20日別海町条例第28号）で定めます。

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例等の制定及び改廃を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用します。

(危機管理)

第41条 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する

意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

- 3 町民、議会及び行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

第9章 連携と協力

(様々な人々との連携と協力)

第42条 町民、議会及び行政は、別海町の特性を生かした活動や交流を通じて様々な人々や団体の知恵や意見をまちづくりに生かします。

- 2 町民、議会及び行政は、地域産業の振興のため、企業・大学研究機関との連携や協力を推進します。

(国及び道との連携と協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携や協力を推進します。

(他の市町村との連携と協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営や共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合及び一部事務組合等との連携や協力を推進します。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第45条 町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

- 2 議会及び行政は、前項の規定に基づく検討の結果、条例の見直し等が必要な場合は、適切な措置を講じます。
- 3 委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。